令和6年7月1日時点

最新情報につきましては、必ずリンク先のホームページや窓口で御確認をお願いします。※黄色セル:今回の更新箇所

	目的	事業名	給付·補助金額等	実施 主体	窓口
44	物価高騰や物流の2024年問題といった課題に直面する県内中小トラック運送事業者に対して、生産性向上や人材確保に向けた取銀を支援。また、エネルギー価格に左右されにくい事業構造への転換と図るため、環境負荷の軽減と資する環境対応車の導入を支援。	物流生産性向上等支援事業	■テールゲートリフターの導入 支援金額: 導入終費(取付工賃含む)の2/3 上限額: 200万円/台 上限台数: 10台/事業者 ■テールゲートリフター操作者に対する特別教育 支援金額: 受課料及び教材費の2/3 上限額: 17円~2万円 ■人材確保に向けた環境整備 支援金額: 女性ドライバーの働きやすさにつながる施設・設備等の整備に係る経費の2/3 上限額: 200万円・事業者 ■電気トラック、天然ガストラック、ハイブリッドトラック 支援金額: 環境対応車と普通車両の基準価格差の10/10 上限額: 73万円~1,280万円 上限台数: 610台/事業者 ■電気自動車用充電設備等 支援金額: 導入費用(工事費用含む)の3/4 上限額: 135万円~4,500万円 上限台数: 10台/事業者	県	物流生産性向上等支援事業支援金セン TEL:082-232-2785
	気を使用する県内中小事業有寺に対し、電気料金高騰の負担を	広島県特別高圧電気料金高騰対策中小事業 者等支援金(第3期) 申請受付 R6.6.10~R6.8.2	■対象者 広島県内において特別高圧で受電している中小企業者、特別高圧で受電している工業団地、商業施設等に入居する中小企業者 ■対象期間 令和6年1月~5月 ■支援額 1.8円/kWh(令和6年1月~4月分) 0.9円/kWh(令和6年5月分)	県	広島県特別高圧電気料金高騰対策中/ 業者等支援金事務局 TEL:082-545-5116
資金調達	売上減で資金繰りが厳しい	日本政策金融公庫による 新型コロナウイルス感染症特別貸付	- 融資期間 最長20年 - 最長5年間元本据置 - 担保不要 - 融資上限 ◆ 国民事業 8千万円 ◆ 中小事業 6億円	国	【日本政策金融公庫】 (国民生活事業) 広島支店 0570-077861 吳支店 0570-080581 尾道支店 0570-079509 福山支店 0570-079765 (中小企業事業) 広島支店 082-247-9151
	利力が成例、未必知及、デスト 種転換、事業再編又はこれら、即 知組を通じた規模の拡大等、思 し、切った事業再構築に音効を方	事業再構築補助金 第12回公募期間 R6.4/23 ~R6.7/26	【(A)成長分野進出枠(通常類型)】 ■補助金額 100万円~6,000万円(7,000万円) ※1()内は短期に大規模な賃上げを行う場合 ※2度東案件7場合には、廃棄費を最大2,000万円上乗せ ■補助事 ・中小企業者等 1/2(2/3)・中堅企業等 1/3(1/2) ※()内は短期に大規模な賃上げを行う場合 【(B)成長分野進出枠(GX 進出類型)】 ・中小企業者等 100万円~8,000万円(1億円) ・中学企業等等 100万円~8,000万円(1億円) ・中学企業等時00万円~1億円(1.5億円) ※()内は短期に大規模な賃上げを行う場合 ■補助金額 ・中小企業者等 1/2(2/3)・中堅企業等 1/3(1/2) ※()内は短期に大規模な賃上げを行う場合 【(C)コロナ回復加速化枠(通常類型)】 ・中小企業者等 1/2(※1) (本課期に大規模な賃上げを行う場合 【(C)コロナ回復加速化枠(通常類型)】 ・神小企業者等 2/3(※1)・中堅企業等 1/2(※2) (※1) 従業員数5人以下の場合 400万円、従業員数6~20人の場合600万円、従業員数5人以下の場合400万円、従業員数6~20人の場合600万円、従業員数5人以下の場合400万円、従業員数5人以上の場合は1200万円までは3/4 (※2) 従業員数5人以下の場合400万円、従業員数51人以上の場合は1200万円までは3/4 (※2) 従業員数5人以下の場合800万円、従業員数5人以上の場合は1200万円までは3/3 【(E) コロナ回復加速化枠(最低賃金類型】】 ・・中小企業者等 3/4(※一部2/3)・中堅企業等 2/3(※一部1/2) 【(E) サブライチェーン強靭化枠】 ・中小企業者等 3/4(※一部2/3)・中堅企業等 2/3(※一部1/2) 【(E) サブライチェーン強靭化枠】 ・中小企業者等 1/2・中堅企業等 1/3 【(C) 中長別大規模賃金引上促進上乗せ措置】 ■補助金額 6事業類型(A)~(D) の補助金額上限に準じる。 ■補助金額 100万円~3,000万円 ■補助卸金額 100万円~3,000万円 ■補助金額 100万円~3,000万円	国	事業再構築補助金事務局 コールセンター 〈コールバック予約システ ム〉 https://jigyou- saikouchiku.resv.jp/
下請取引	下請取引に関する苦情又は紛争について相談したい	下請かけこみ寺	(相談対応) ・取引に関するさまざまな相談に、中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士が無料でアドバスを行う。 (迅速な粉争解決) ・中小企業が抱える取引に関する紛争を解決するため、登録弁護士等が裁判外紛争解決手続(ADR)を行う。	I	(公財)ひろしま産業振興機構内 TEL 01418-618
の関係	大企業と中小企業の共存共業を 目指し、サブライチェーン全体の 付加価値増大や下請定業との望 ましい取引慣行の遵守を宣言し を表して、バーケーン・プリ 業宣言が、データルサイトに自社の 宣言内容や取組等を紹介する。	パートナーシップ構築宣言	○ 宣言した企業の宣言内容や取組等を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトへの掲載 ① 「ロコマーク」の使用 ② 国や県の各種補助金の加点対象(対象補助金は今後追加予定。随時変更があるのでポータルサイトにてご確認ください。) 【事業再構築補助金】(再掲) 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中堅・中小企業等を支援 【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】(再掲) 革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な中小企業等の設備投資等を支援 ※19次公募についての詳細は未定	国	○「宣言」の内容について 内閣府政策統括官付参事官(産業・雇用 当)付 図3-6257-1540 又は 中小企業庁企画課 03-3501-1765 〇「宣言」の提出・掲載について (公財)全国中小企業振興機関協会 03-5541-6688
談窓		ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口	【県内の下記機関に特別相談窓口を設置】 日本政策金融公庫、商工総合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、 商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、中小企業基盤 整備機構中国本部、中国地方経済産業局	Ξ	各機関にご連絡ください。

		目的	事業名	給付·補助金額等	実施 主体	窓口
		非正規雇用労働者の企業内で		・正社員化コース 有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に 助成(支援対象期間:12カ月) ① 有明 → 正規:1人当たり基本助成額 80万円 (大企業 80万円) ② 無期 → 正規:1人当たり基本助成額 40万円 (大企業 30万円)		広島労働局 (082-502-7832)
				・障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に 対して助成 [重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合] ①有期一正規:1人当たり、基本助成額120万円(大企業 45万円) ②無期・正規:1人あたり、基本助成額60万円(大企業 45万円) ③無期・正規:1人あたり、基本助成額60万円(大企業 45万円) [重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病 患者、高次脳機能障害と診断された者の場合] ①有期・正規:1人当たり、基本助成額45万円(大企業 67.5万円) ②有期・無期:1人あたり、基本助成額45万円(大企業 33万円) ③無期・正規:1人あたり、基本助成額45万円(大企業 33万円)		
雇				- 賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成 ①3%以上5%未満:1人当たり基本助成額 50,000円 (大企業 33,000円) ②5%以上:1人当たり基本助成額 65,000円 (大企業 43,000円)		
准	賃	のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組 を実施した事業主に対して助成	<u>キャリアアップ助成金</u>	•賃金規定等共通化コース 〇有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者との共通の職務等に応じ	ቜ	各ハローワーク コールセンター (0120-60-3999)
用	上げ			た賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成 1事業所当たり 基本助成額 60万円 (大企業 45万円)		(0120-60-3999)
を	n			<1事業所当たり1回のみ>		
守	促			・賞与・退職金制度導入コース 〇有期雇用労働者等に関して賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成		
る	進			1事業所当たり 基本助成額 40万円 (介企業 30万円) <1事業所当たり1回のみ> ● 同時に導入した場合に加算 1事業所当たり 基本助成額 16万8,000円 (大企業 12万6,000円)		
				- 社会保険適用時処遇改善コース 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上 げ又は労働時間の延長を実施した場合に助成 ①手当等支給メニュー 1人当たり 基本助成額 50万円(※1) (大企業 37.5万円) ②労働時間延長メニュー 1人当たり 基本助成額 30万円 (大企業 22.5万円) ③併用メニュー 1人当たり 基本助成額 50万円(※2) (大企業 37.5万円) ※1: 1~3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額 ※2:1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の2 年間の合計額		
		中小企業者等が、一定の要件を 満たした上で、前年度より給与物 を増加させた場合に、その増加 額の一部を法人稅(個人事業主 は所得稅)から稅額控除できる 制度	中小企業向け賃上げ促進税制	適用期間:R6.4.1~R9.3.31までの期間内に開始する各事業年度 (個人事業主については、R7年及びR9年の各年) 【大・中堅企業】 全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除 【中小企業】 全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除	≖	中小企業税制サポートセンター (03 - 6281 - 9821)